筑前町選挙管理委員会告示第 58 号

筑前町議会議員一般選挙に用いる電磁的記録式投票機の指定について

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成 13 年法律第 147 号）第６条第１項の規定により、令和９年１月 24 日執行の筑前町議会議員一般選挙に用いる電磁的記録式投票機を次のとおり指定する。

令和８年 11 月 12 日

筑前町選挙管理委員会委員長　　前　田　義　徳

１　型式　　京セラ電子投開票システム「デジ選」（型番：KC-T304CC）

２　構造

(1) 電磁的記録式投票機（以下「投票機」という。）の本体は、電磁的記録媒体を含め、金属製ケースに密封する。
(2) 電磁的記録媒体は、不正着脱を防止するため、金属ケース内部に配置し、施錠管理を行うものとする。
(3) 電磁的記録媒体は、USB メモリ「原本」と SD カード「複写」とする。投票機には原本および複写への書き込み装置を備える。
(4) 候補者情報は、あらかじめ投票機に登録する。
(5) (1)の本体にタッチパネル式の液晶表示画面を備える。
(6) 投票機には、２次元コードの読み取り装置を備える。
(7) 投票に用いる２次元コードカードを発行するため、パーソナルコンピューターを別に備える。
(8) 音声案内による投票を行うための投票機にあっては、イヤフォンおよび専用操作機器を別に備える。

３　機能

(1)　候補者の選択

ア　投票機には、公職の候補者１名のみを選択することができる候補者の氏名および党派別（以下「候補者の氏名等」という。）選択画面を有する。

イ　候補者の氏名等選択後、投票が記録される前に、選挙人が選択した候補者の氏名等を拡大表示し、選択内容を確認できる画面（以下「確認画面」という。）を有する。

ウ　(2)の確認画面に、選択内容の変更機能を有する。

エ　候補者の氏名等選択画面に、候補者の氏名等を選択せず投票を途中で終了するための選択機能を有するとともに、当該選択内容が記録される前に拡大表示し、選挙人が確認または変更できる機能を有する。

オ　候補者が多数の場合の候補者氏名等を表示するため、氏名の五十音選択によって、全ての候補者の氏名等を確認できる機能を有する。

(2)　投票内容の記録

ア　個々の選挙人の票は、独立した投票データとして電磁的記録媒体に記録される。また、保存された投票内容から選挙人が特定されないよう、投票データは独立して保存される。

イ　個々の選挙人の投票に関する記録は、電磁的記録媒体にのみ記録され、投票機本体には、投票に関する記録を保存しない。

ウ　投票データの特定を防ぐため、電磁的記録式投票機および電磁的記録媒体には選挙人に関連付けられた固有情報を記録しない。

エ　選挙人が投票を記録する操作を行うと同時に、投票の電磁的記録媒体に投票データが記録される。

オ　原本である投票の電磁的記録媒体への記録確認後、投票内容を複写する他の一の電磁的記録媒体に記録する。

(3)　音声案内による投票

視覚障がい者の投票に対応するため、操作方法、候補者の氏名等を確実な方法によりイヤフォンを通じて音声案内し、専用操作機器を操作することで投票を可能とする機能を有する。

(4)　運用記録の保存

投票機の起動から終了に至るまでの作動状況を、時刻、操作内容等を投票機に記録する。なお、当該記録については、選挙人と投票結果が結びつかない形式とする。

(5)　停電対策

投票の記録操作に影響を与えないよう内蔵電池および可搬型蓄電池を別に備える。

(6)　投票機の管理

ア　電磁的記録媒体は施錠可能な金属製ケース内部に配置し、解錠することにより電磁的記録媒体を取り出すことができる。

イ　投票機の電源スイッチは、施錠可能な金属製ケース内部に配置する。

ウ　投票機による投票開始の操作は、投票管理者が管理する２次元コードによる認証手続を必要とする。

エ　投票所閉鎖後の投票機の投票終了の操作には、２次元コードによる認証手続を必要とする。

4　操作の方法

(1)　基本的操作方法

ア　候補者の氏名等選択画面に表示された全ての候補者の氏名等の中から、選挙人が投票しようとする候補者を、当該選択画面に表示された候補者の氏名等に触れることにより選択する。選択した候補者の氏名等は、確認画面に拡大表示される。

イ　アにより選択した候補者の氏名等が確認画面に拡大表示された際、選挙人が当該候補者に投票しようとするときは、当該確認画面の「投票する」に触れ、投票を電磁的記録媒体に記録する。

ウ　アにより確認画面に拡大表示された候補者の氏名等が、選挙人が投票しようとする候補者の氏名等でなかった場合は、当該確認画面の「選び直す」

に触れることにより、候補者の氏名等が表示された選択画面を再度表示させることができる。この操作は繰り返し行うことができる。

エ　候補者の氏名等を選択せず投票する場合は、候補者の氏名等選択画面の「選択せず投票」に触れ、候補者の氏名等を選択せず投票を途中で終了することを選択する。選択した内容は、確認画面に拡大表示される。

オ　アにより確認画面に拡大表示された内容を確認し、候補者の氏名等を選択せず投票する場合には、画面の「選択せず投票」に触れ、当該内容を電磁的記録媒体に記録する。

カ　エにより確認画面に拡大表示された内容を変更する場合は、当該確認画面の「選び直す」に触れることにより、候補者の氏名等が表示された選択画面を再度表示させることができる。この操作は繰り返し行うことができる。

キ　イまたはオの操作を行った場合、当該選挙の投票は終了する。

(2) 音声による候補者の氏名等の表示による投票の場合

ア　選挙人は、音声案内による投票を行うための投票機に接続されたイヤフォンを着用し、専用操作機器を操作して当該選挙の投票を開始する。

イ　最初にイヤフォンから専用操作機器の操作方法についての説明が流れる。

ウ　アにおいて専用操作機器の「右」ボタンを押し投票を開始すると、イヤフォンから候補者の氏名等が氏名等掲示の順序に従って音声により案内される。

エ　読み上げられた候補者一覧の中に投票したい候補者がいた場合、専用操作機器の「中央」ボタンを押し、投票する候補者を表示する。

オ　エにより選択した候補者の氏名等が確認のため再度音声により案内された際、選挙人が当該候補者に投票しようとするときは、当該画面において専用操作機器の「中央」ボタンを押し、投票を電磁的記録媒体に記録する。

カ　エにより音声により表示された候補者の氏名等が、選挙人が投票しようとする候補者の氏名等でなかった場合は、専用操作機器の「右」ボタンを押すことにより、次の候補者の投票確定前画面を表示する。

キ　候補者の氏名等を選択せずに投票する場合は、最終候補者の投票確定前画面で、専用操作機器の「右」ボタンを押すことで選択が可能となる

ク　エにより確認のため再度音声により表示された内容を確認し、選択せずに投票を行う場合は、当該画面で専用操作機器の「中央」ボタンを押し、当該内容を電磁的記録媒体に記録する。

ケ　キにより確認のため再度音声により表示された内容を変更する場合は、専用操作機器の「左」ボタンを押すことにより、候補者の氏名等を再度音声により案内させることができる。この操作は繰り返し行うことができる。

コ　オまたはクの操作を行った場合、当該選挙の投票は終了する。